

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－1	研究管理		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	＜重要度：高＞研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。 また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0289

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
＜評価指標＞								予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933		
研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価	5 段階中上位 2 段階の評定を獲得する課題数の割合を 70%以上	第 3 期中期目標期間中 5 年間の実績平均値：62%	86%	91%	98%			決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217		
＜関連した指標＞								経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520		
環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数	－	平成 29 年度実績：18 件	調査対象 58 件中 38 件	調査対象 50 件中 23 件	調査対象 44 件中 27 件			経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049		
研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数	－	平成 29 年度実績：2 件	8 件	6 件	14 件			行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988		
他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）	－	平成 29 年度委員会出席実績：無し	3 回	3 回	3 回			従事人員数	10	10	10		
プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザリーボード（AD）会合への参加課題数等	－	平成 29 年度実績：全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加								
研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動	－	平成 29 年度実績：1 回	1 回	1 回（※）	2 回								

	一般国民を対象にしたシンポジウムなどの回数	－	平成 29 年度実績：無し	1 回		2 回		
	研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数	－	平成 29 年度実績：2 回	1 回	0 回 〔資料の HP 掲載により周知〕	1 回		
	実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数	－	平成 29 年度実績：50 課題	56 課題	55 課題 〔代替措置とした書面検査は 5 課題〕	47 課題 〔代替措置とした書面検査は 19 課題〕		

※研究コミュニティ向けのシンポジウムを一般国民にも対象を拡げて 1 回開催

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和 3 年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）研究管理 ＜評価指標＞ (A) 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において 5 段階中上位 2 段階の評定を獲得する課題数の割合を 70%以上（前中期目標期間中 5 年間の実績平均値：62%） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 第 4 期中期目標期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事	（１）研究管理 (A) 外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価指標を導入するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度 70%以上を確保するため、以下の取組を行う。 ① 事後評価の実施に当たっては、現行の評価基準に加えて、他機関の取組を参考としつつ、推進費の研究成	（１）研究管理 (A) 外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価を行い、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度 70%以上を確保するため、以下の取組を行う。 ① より客観性、定量性を高めた評価方法の評価基準を明確化した上、中間、事後評価において実施する。また、事後評	＜主な定量的指標＞ 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において 5 段階中上位 2 段階の評定を獲得する課題数の割合を 70%以上（前中期目標期間中 5 年間の実績平均値：62%）	＜主要な業務実績＞ (A) 事後評価において、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合について、毎年度70%以上を確保 令和 2 年度に終了した48課題の事後評価は、全ての課題が S ～ B となり、上位 2 段階（S、A 評価）の比率は、98%（47/48 課題）となり、第 4 期中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を得た。（対第 4 中期計画目標値140%） また、若手研究者の育成を支援するため、平成30年度から一定の採択枠を設けた若手枠課題の評価の上位 2 段階（S、A 評価）の比率は91%と高い評価を得た。 平成30年度から開始した戦略的研究開発（Ⅱ型）の 1 課題は、S 評価の高い評価を得た。 ① 客観性・定量性を高めた新評価方法による評価の試行 令和元年度に立案した客観性・定量性を高めた新評価方法の令和 2 年度試行結果を踏まえ、評価基準の明確化、より適切な統計的処理方法の採用など評価の精度、客観性をより一層向上するための改良を行った上、令和 3 年度の中間・事後	＜評定と根拠＞ 評定： A 新型コロナウイルス感染症の拡大の中でも、当初想定した研究成果を研究期間内で得られるよう、web 会議システムを積極的に活用し、プログラムオフィサー等による研究者支援を継続して実施した結果、事後評価の上位 2 段階の評価の割合は目標を大きく上回る 98%となった。 また、研究成果の社会実装を見据え、研究者と企業とのマッチング機会の提供や、研究成果を本邦に留まらず広く海外に発信するなど国際展開にも努めた。 さらに、研究成果の環境政策への反映では、追跡調査を行った 44 課題のうち 27 課題について反映されていることが確認された。（詳細は次のとおり。） ○ プログラムオフィサーの支援については、オンラインによるアドバイザリーボード会合の充実、中間評価結果のフォローアップ、若手研究者への半期報やサイトビジット（研究視察）の実施など、研究者の支援に継続して取り組んだ結果、令和 2 年度に終了した 48 課題のうち 47 課題(98%)が上位 2 段階（S、A 評価）の高い評価を得た。（対中期計画目標値 140%） ○ 新型コロナウイルス感染症の拡大への対応については、研究計画の変更を行う場合でも、当初想定した研究成果を期間内で得られるよう、プログラムオフィサーの助言を得て対応した。 また、研究成果の最大化に向けて、オンラインによるキックオフ会合、アドバイザリーボード会合を通じて、研究者に	評定 A ＜評定に至った理由＞ 平成 28 年 10 月の業務移管後、研究者への助言、支援の一層の強化を図るため、各研究者への助言や進捗管理を行うプログラムオフィサーの体制を強化し、業務を円滑に進めた結果、第 4 期中期計画において目標としていた事後評価における上位 2 段階（S、A 評価）の評価を得た課題の割合が多かったものと評価できる。 JST 共催による「新技術説明会」開催や、知財戦略や企業とのマッチングを助言・指導する社会実装支援担当のプログラムオフィサーを新たに配置する等、研究成果の社会実装のための取組を進めたことは評価できる。今後も、研究成果を環境政策や社会実装に繋げる取組を推進することを期待する。 新型コロナウイルス感染症の影響があるなかでも、オンラインを活用しつつ研究者の支援や実地検査を滞りなく実施している。	

	後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベースとした設定とする。なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。	果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入する。 ② 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（KO）会合やアドバイザーボード（AD）会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（PO）・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる。 ③ 低評価を受けた研究課題には評価を上げるための対応方策の作成を求め、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。	価は、従来の書面方式から、委員によるヒアリング方式に変更して実施する。 ② 新規採択された課題についてキックオフ（KO）会合を、全ての課題について原則として年1回以上、アドバイザーボード（AD）会合を開催し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（PO）・機構職員による研究の進め方等の助言を行う。 ③ 中間評価において5段階評価で下位3段階の低評価を受けた研究課題に対しては、評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるための対応方策の作成を求める。その際、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への的確な指導・助言を行うなど、充実したフォローアップを実施する。なお、改善が見られないなどの場合は研究費の打ち切りを検討する。		評価において実施した。 また、事後評価は従来の書面方式から委員によるヒアリング方式に変更し、期間（2か月）延長課題の事後評価に対応するため時期を変更して実施した。 ② 研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実 新規に採択された研究課題について、新型コロナウイルス感染拡大の影響で研究開始に遅れが生じないよう、Web会議システムを活用してキックオフ（KO）会合を開催し、プログラムオフィサー（以下「PO」という。）は7月までに開催された全てのKO会合に出席し、研究の進め方等に関する助言を行った。 また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による研究計画の変更について、柔軟かつ適切に対応する措置を講じた。 ③ 中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しなどのフォローアップの実施 令和3年度実施課題のうち、中間年度にあたる55課題の中間評価（ヒアリング評価）の結果、全ての課題がS～B評価となり、上位2段階（S、A評価）の比率は、98.2%（54/55課題）であった（令和2年度は94.0%）。5段階評価（S～D）で、下位3番目（B）の評価を受けた課題については、環境研究推進委員会の指摘を踏まえ、POの指導・助言の下、研究代表者に成果・評価を向上するための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにした。 なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮して、オンラインでヒアリング評価を行った。	プログラムオフィサー及び機構職員から研究の進め方について助言をしたことが高い評価につながったと認識している。 ○ 研究成果の社会実装については、本年度から企業を対象に新たに「新技術説明会」をJSTと共催で開催し、最新の技術開発成果の紹介を通じて、研究者と企業とのマッチングの機会を提供するなど積極的に取り組んだ。 また、令和4年度から知財戦略や企業とのマッチングを助言・指導する社会実装支援担当のプログラムオフィサーを新たに配置し、研究者を支援する仕組みを構築した。 さらに、国際展開として、令和3年度から新たに開催した国際会議「ISAP2021（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム）」において、若手研究者が実施したカーボンニュートラルやSDGsに関する研究成果を紹介した。 ○ 研究成果の環境政策等への貢献では、環境省が実施した令和3年度追跡評価の対象となった44課題のうち27課題について、環境政策への反映が確認された。一例として資源循環領域での研究では、既存の配電線処理技術では回収困難なワイヤーハーネス細線から高純度の銅と塩ビ被覆材を回収する新たな回収技術を開発し、回収した銅と塩ビはリサイクルが可能な実証段階まで到達しており、今後は、スケールアップのための研究開発等を通じて、社会実装が期待されている。 ○ 研究費の適正執行と研究不正の防止取組の強化については、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、事務処理説明会は、オンラインで開催し、研究費の適正執行と不正防止の取組に引き続き取り組んだ。 また、実地検査は、緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置が発せられている状況下において代替措置として書面検査を実施し、緊急事態宣言等の解除後においては実地による検査を実施し、計画通り66課題の検査を終了した。 さらに、研究費の不正使用が疑われる事案について、研究機関と連携して実態の把握に努めた。 ＜課題と対応＞ ○ 令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、当初想定した研究成果を上げることができるよう、研究者のニーズを踏まえつつ、柔軟かつ適切な対応が求められる。 ○ 引き続き、研究成果を環境政策や社会実装に繋げる取組を推進するため、国内外に対し研究で得られた新技術を積極的に紹介していくほか、令和3年度に新たに配置した、知財戦略や企業とのマッチングを助言・指導する社会実装	・対中期計画目標値 140%という成果を踏まえ、以上のことから「A」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
	(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収	(B) 他の国立研究開	(B) 他の国立研究開発		(B) 研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理の実施		

	集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理 ＜関連した指標＞ (b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数(平成 29 年度実績：18 件)	集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据える確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。 ① 環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員がKO会合やAD会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。	用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。 ① 環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行う。また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に対し研究の進捗や研究遂行上の課題に関するレポート（半期報）の提出を求め、進捗状況のフォローアップや研究支援を実施する。	環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数(平成 29 年度実績：18 件)	① 政策検討状況の情報提供、助言等 KO会合・AD会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。 また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、半期毎に研究の進捗等に関するレポート（半期報）を提出してもらい、POが助言するなど進捗状況のフォローアップを行った。	支援担当のプログラムオフィサーにより、研究者への支援を強化していく。
	(b2) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件）	② 産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書で担保するとともに、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。	② 研究成果の社会実装を推進するため、産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書に知的財産権の帰属に関する項目を盛り込む。また、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。	研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件）	② 知的財産出願数件数の把握 機構に業務移管された平成29年度以降に実施された研究課題について、令和3年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は14件であった。	
	(b3) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）(平成 29 年度委員会出席実績：無し)	③ 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な	③ 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、研究成果の活用状況等を把握する。また、前年度に実施された制度評価の結果も踏まえ、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、次年度の公募や研究	他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）(平成 29 年度委員会出席実績：無し)	③ 追跡評価結果等の収集及びその活用 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、追跡評価結果の報告を収集した。 なお、平成 30 年度に終了した 44 課題のうち、研究成果が環境政策へ反映された件数（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））のは 27 件であった。	

		研究管理に努める。	管理に活用する。				
(b4) プログラムオフィサー (PO) のキックオフ (KO) 会合、アドバイザーボード (AD) 会合への参加課題数等 (平成 29 年度実績：全課題参加)	④各領域の多分野にわたる研究内容に的確に対応できるよう、また行政ニーズに対応した研究が確実に実施できるよう、PO体制の強化、役割の見直し等により、POによる研究支援を強化、充実する。	④ KO会合、AD会合などが Web にて行われる場合でも適切に研究管理が行えるようにするための方策や機構職員の研究管理能力の向上方策等を進める。また、PD、PO、機構が連携を図り、研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究管理を効果的、効率的に行うことによって、研究者を支援する。	プログラムオフィサー (PO) のキックオフ (KO) 会合、アドバイザーボード (AD) 会合への参加課題数等 (平成 29 年度実績：全課題参加)	④ POのKO会合・AD会合の参加及び研究支援の充実 研究者が主催するKO会合、AD会合について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、Web 会議システムで開催されたものも含め、POは全てのKO会合、AD会合に参加した。 革新型研究開発 (若手枠) の研究者に対しては、研究マネジメントに加え、研究内容についても指導・助言するなど、POの研究管理を充実させた。			
(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進 ＜関連した指標＞	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。		(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進			
(c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動 (平成 29 年度実績：1 回)	① 研究コミュニティ及び国、地方公共団体における環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。	① 研究成果の普及・促進を図るため、研究コミュニティと連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、実施方法を工夫して研究成果発表会を開催する。また、環境省の各部局及び地方の環境行政担当者に効果的な成果の普及が図られるよう支援する。	研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動 (平成 29 年度実績：1 回)	①研究成果の普及 令和元年度終了課題の研究成果を広く情報発信するため、研究成果報告書を機構のホームページで公表した。また、令和2年度終了課題のうち、環境省が推薦した課題については、研究成果を環境政策へ活用するため、研究成果報告書とは別に、研究者が環境省担当課室向けに環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、機構から環境省へ提出した。 また、令和4年3月23日に「気候変動による健康への影響評価と適応」をテーマとしたオンラインシンポジウムを日本衛生学会と合同で開催した。 カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するため、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」(経済産業省、文部科学省、環境省が設立し、188の大学等が参加)に幹事機関として参画し、各大学の取組の情報を収集した。			
(c2) 一般国民を対象にしたシンポジウム	② 推進費で実施する研究課題について、	② 推進費で実施する研究課題について、「国民	一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数 (平成 29	② 「国民との科学・技術の対話」の支援 各研究課題が実施する「国民との科学・技術対話 (シンポ			

	等の回数(平成 29 年度実績：無し)	「国民との科学・技術の対話」を促し、または支援し、研究成果を積極的に普及する。	との科学・技術の対話」の開催を促すとともに、機構ウェブサイトに掲載案内を掲載するなど支援し、研究成果を積極的に普及する。また、研究成果の国際展開・発信力の強化にむけて、研究者による論文化・学会発表の支援、研究成果の英文要旨の機構ホームページへの掲載、国際共同研究による成果向上を評価に反映するなどの方策を検討する。	年度実績：無し)	ジウム等)」の開催案内について、年間を通じて、機構ホームページで紹介した(34件)。 また、推進費の研究成果の国際発信を推進するため、令和3年11月29日に「ISAP2021(持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム)」(IGES主催)のテーマセッションをオンラインで開催し、若手研究者が推進費で実施しているカーボンニュートラルやSDGsに関する研究成果を世界に向けて発信した。		
	(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止 ＜関連した指標＞ (d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数(平成 29 年度実績：2 回)	③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウム等を毎年度開催するなど国民対話を推進し、情報発信を強化する。 (D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。 ① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を毎年度実施するなどの取組を行う。	③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウムやイベントをオンライン等の方法も活用して開催し、国民対話の推進、情報発信を強化する。 (D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。 ① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、実施方法を工夫して、研究者及び事務担当者向けの説明会を実施する。	研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数(平成 29 年度実績：2 回)	③ 機構による国民対話の推進及び情報発信 推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた推進費広報ツール「2021 年版 推進費パンフレット」を制作(5,000 部)し、各研究機関、大学等に配布した。 令和3年12月に開催された環境イベント「エコプロ Online2021」を地球環境基金部等と合同開催し、最新の研究成果のプレスリリース情報を発信した。 また、令和3年度より推進費の研究成果の社会実装をより一層推進するため、令和4年3月10日に「新技術説明会」(JST 共催)を開催した。推進費で特許を取得した5課題の技術開発成果を紹介し、研究者と企業15社とのマッチングの機会(1対1の個別相談の場)を提供した。 (D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のための取組 ① 使用ルールの周知徹底 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び研究機関等の会計事務担当者向けの事務処理説明会を、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえオンラインで開催し、直接、参加者に対して周知した(事前登録者：約 260 名)。なお、質問も直接オンラインで受け付け、適切に回答した。アンケートの結果においては、「研究費確保の観点からオンラインが望ましい」、「自		

	(d2) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題）	② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、毎年度、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低 1 回は行う。	② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、継続中あるいは終了した研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。なお、新型コロナウイルス感染症の影響によっては書面による検査対応を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低 1 回は行うことを基本とし、計画的に行う。	実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題） ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	宅就業でも聴講できる」、「質問を事前に受付け回答する形がよい」などの意見があった。 なお、令和 3 年度において研究機関から報告された研究費の不正使用が疑われる事実については、関係規程等に基づき委託先の研究機関に調査を指示し、年度末までに最終調査報告書が提出された。 ② 実地検査の実施 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導を行う実地検査について、令和 3 年度の実地検査計画を策定するとともに66課題の実地検査を計画し、このうち19課題については、緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置が発せられている状況から実地検査の代替措置として書面検査を実施した。残りの課題については、次の新型コロナウイルス感染拡大前に終了させるべく、緊急事態宣言等が解除となった11月から12月の期間で実施し、計画通り66課題の実地検査（書面検査を含む）を終了した。 書面検査及び実地検査の結果、不正な会計処理や不適切な経費の支出は認められなかったが、一部において、収支簿への記載誤りや、納品時における検収漏れ等が見受けられたことから、適切に指導を行った。	
--	--	--	--	--	---	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－2	公募、審査・評価及び配分業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	＜難易度：高＞応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 2 割程度増加させるためには、これまで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 令和 4 年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
＜評価指標＞								予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933		
高い研究レベルを確保するため、応募件数は第 3 期中期目標期間中 5 年間の水準以上を確保	－	第 3 期中期目標期間中 5 年間の実績平均値：261 件／年	328	303	327			決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217		
革新型研究開発（若手枠）の応募件数	32 件以上／年	業務移管前 2 年間の実績平均値：27 件／年	53	54	51			経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520		
＜関連した指標＞								経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049		
外部有識者委員会の開催回数	－	平成 29 年度実績：3 回/年、領域毎の研究部会の開催回数：各 2 回/年	委員会 3 回/研究部会 11 回（領域毎の研究部会各 2 回/年）※	委員会 3 回/研究部会 13 回（領域毎の研究部会各 2 回/年）※	委員会 4 回/研究部会 19 回			行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988		
新規課題説明会の開催回数	－	平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年	1 回	0 回 〔資料の HP 掲載により周知〕	1 回			従事人員数	10	10	10		
早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日	－	平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日	5/31	6/11	6/14								

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※各 3 回/年を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策により延期したため各 2 回/年となったもの。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																									
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																		
					業務実績	自己評価	評定	A																	
	(2) 公募、審査・評価及び配分業務 ＜評価指標＞ (A) 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保(前中期目標期間中5年間の実績平均値:261件/年) ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 応募件数の増加が目的ではなく、高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保する必要があるという視点での目標であることから、申請件数については、前中期目標期間中の水準以上を確保する設定とする。	(2) 公募、審査・評価及び配分事務 (A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。 ① 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会を実施するなど効果的な広報を展開する。	(2) 公募、審査・評価及び配分事務 (A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。これらにより、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保する。(前中期目標期間中5年間の実績平均値:261件/年) ① 公募要領確定前の早い時期に推進費制度を理解していただくための説明会を、公募要領確定後に具体的な公募内容を説明する説明会を行う。この説明会は、オンライン開催を中心とするが、研究機関からの要望に応じて参集型も併用して開催する。また、広報ツールの製作、学会等の研究者コミュ	＜主な定量的指標＞ 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保(前中期目標期間中5年間の実績平均値:261件/年)	＜主要な業務実績＞ (A) 第3期中期目標期間中5年間の応募件数(実績平均値:261件以上)の水準以上を確保 令和3年9月21日から10月26日まで、令和4年度新規課題の公募をした結果、327件(戦略研究プロジェクトを除く)の申請があり、第3期中期目標期間中5年間の実績平均値(261件)を25%上回る増加となった。 令和4年度新規課公募では、カーボンニュートラルに貢献する課題、ミディアムファンディング(2,000万円以内)課題について、新たに一定の採択枠を設けて公募した。 (表1) 新規課題公募申請件数の推移 <table><tr><th>年度</th><th>申請件数</th></tr><tr><td>H26 (H27新規課題)</td><td>223</td></tr><tr><td>H27 (H28新規課題)</td><td>251</td></tr><tr><td>H28 (H29新規課題)</td><td>251</td></tr><tr><td>H29 (H30新規課題)</td><td>308</td></tr><tr><td>H30 (H31新規課題)</td><td>275</td></tr><tr><td>R1 (R2新規課題)</td><td>328</td></tr><tr><td>R2 (R3新規課題)</td><td>303</td></tr><tr><td>R3 (R4新規課題)</td><td>327</td></tr></table>	年度	申請件数	H26 (H27新規課題)	223	H27 (H28新規課題)	251	H28 (H29新規課題)	251	H29 (H30新規課題)	308	H30 (H31新規課題)	275	R1 (R2新規課題)	328	R2 (R3新規課題)	303	R3 (R4新規課題)	327	＜評定と根拠＞ 評定:A 高い研究レベルを確保するため、令和4年度の公募に当たり、新たにカーボンニュートラルに貢献する課題や、より多くの研究者に研究提案の機会を提供するため研究費の規模を中規模にしたミディアムファンディング(2,000万円以内)課題を設けたほか、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、オンライン個別相談会を新たに開設するなど積極的な広報に努めた結果、目標を上回る327件の応募を獲得することができた。 また、カーボンニュートラルに係る課題の審査については、新たに専門部会を設けて審査の効率化を図った。 さらに、若手研究者からの応募については、若手研究者の要件として、年齢だけでなく研究経験の浅い研究者も対象とするなど見直しを行った結果、目標を上回る51件の応募を獲得することができた。 加えて、若手研究者に対してはプログラムオフィサーによる研究マネジメント講習等を通じた育成支援を継続して実施した。 (詳細は次のとおり。) ○ 令和4年度新規課題の公募については、カーボンニュートラルに貢献する課題、ミディアムファンディング(2,000万円以内)課題を新設して一定の採択枠を設けた。また、公募説明会は従来の集合型開催に加え、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、オンラインでの開催や公募に関するオンライン個別相談会を新たに開設する(相談があった24件のうち14件が応募に繋がる)など広報を工夫した。これらの結果、327件の応募を得ることができた。(対中期計画目標値125%) ○ 革新型研究開発(若手枠)については、一定の採択枠を設けて公募を実施するとともに、若手研究者のキャリア形成に係る多様なニーズに的確に応え、より効果的な支援を行う観点から、新たに研究経験の浅い研究者も対象にするなどキャリアを考慮した要件を加える見直しを行った。 また、公募説明会等において若手枠を積極的に広報するとともに、若手枠を含め個別相談会を新たに開設するなど広報を積極的に行った結果、目標を上回る51件の応募を得ることができた。(対中期計画目標値159%)	評定 A ＜評定に至った理由＞ 公募に当たりカーボンニュートラルに貢献する課題や中規模のミディアムファンディング課題を設ける等の工夫を行っていることは評価できる。 より政策ニーズに沿った研究課題が確保されるよう、個別相談会等の研究者が政策ニーズに関する認識を一層深めるための取組を推進することを期待する。 第3期中期目標期間5年間の実績平均値を25%上回る申請件数を達成していること及び革新型研究開発(若手枠)においては目標を59%上回る申請を得ていることを踏まえて「A」評価とした。 ＜その他事項＞ 特になし
年度	申請件数																								
H26 (H27新規課題)	223																								
H27 (H28新規課題)	251																								
H28 (H29新規課題)	251																								
H29 (H30新規課題)	308																								
H30 (H31新規課題)	275																								
R1 (R2新規課題)	328																								
R2 (R3新規課題)	303																								
R3 (R4新規課題)	327																								

	させることが望ましい。	② 新規に採択された採択課題の若手研究者に対して研究マネジメント等についての講習会を実施するなど、研究成果を向上させる支援を行う。	② 新規採択課題説明会において、研究計画の作成や研究マネジメントなど若手研究者が参考となる講習を実施することで若手研究者育成の支援を行う。	新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年）	② 若手研究者の育成支援 公募説明会では、若手枠について積極的にアピールするとともに、若手研究者の参考となるよう、P O による研究計画書の作成ポイントに関するガイダンスも実施した。 また、若手研究者の育成支援策として、推進費により雇用された若手研究者（40 歳未満）が研究に従事するエフォート（研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率）の 20%を上限として自発的な研究活動を行うことを可能とする制度を令和 3 年度から全課題を対象として導入した。		
	(C) 研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施	(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。	(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。		(C) 透明で公正な審査・評価の実施		
	＜関連した指標＞ (c1) 外部有識者委員会の開催回数（平成 29 年度実績：3 回/年）、(領域毎の研究部会の開催回数:各 2 回/年)	① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会の運用方法の見直しを行うなど、適切な業務運営を行う。	① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会について、効果的かつ効率的に運営する。		①環境研究推進委員会、研究部会の適切な業務運営 令和 4 年度新規課題の公募方針、公募要領、中間・事後評価の評価結果等の審議を行うため、環境研究推進委員会を 4 回開催するとともに、新規課題公募、中間・事後評価のヒアリング審査を行うため、各研究部会を 17 回開催し、業務を適切に運営した。 なお、カーボンニュートラル課題については、先導的、革新的な技術課題等の申請が予想されたため、新たにカーボンニュートラル部会を新設し、審査した。		
		② 外部有識者により構成される推進委員会において、専門的な知見に基づいた公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、評価結果が研究の改善策や今後の対応に活かせるよう、新しく構築した	② 外部有識者により構成される推進委員会及び研究部会において、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究情報管理基盤システムのデータベースを		② 公正な審査・評価の実施 プレ審査を通過した 333 課題を対象に各研究領域の研究部会等の委員による第一次審査（書面審査）を実施し、戦略プロジェクト 7 課題、環境問題対応型・革新型（若手枠）112 課題を選定した。 第一次審査（書面）を通過した課題を対象に、各部会において、第二次審査（ヒアリング）を行い、環境問題対応型については、5 つの研究領域の 44 課題を採択し、そのうち、一定の採択枠を設けて公募した「カーボンニュートラルに貢献する課題」については 7 課題、「ミディアムファンディング（2,000 万円以内）課題」については 15 課題を採択した。また、革新型（若手枠）については、5 つの研究領域において 15		

		研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する	活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する。		課題を採択した。		
	(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上	(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。	(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。		(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上		
	<関連した指標> (d1) 新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年）	① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。	① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善について検討する。また、新規に採択された課題を対象に、実施方法を工夫して説明会を実施することなどにより、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。	早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日）	① 予算の弾力的執行と利便性の向上 研究代表者が産前産後休業、育児休業、介護休業により一定期間休業する場合や、災害あるいは感染症拡大等の影響で特に必要と認める場合、研究期間の延長を認める措置を講じた。また、研究代表者となる者を対象として、支出する要件を満たした場合に限り、研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出を認める措置を講じた。 また、研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、新規に採択された課題も含め、研究者及び研究機関等の会計事務担当者向けの事務処理説明会を、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえオンラインで開催し、直接、参加者に対して周知した。		
	(d2) 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日）	② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。	② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。	<その他の指標> <評価の視点>	② 契約事務等の早期化による研究費の早期執行 研究計画書又は交付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知書を発送することにより、研究費の早期執行を図ることとしている。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により出勤制限のある中で、新規課題については、4 月 1 日からの研究費の執行を可能とする契約書等を 6 月 14 日までに発送した。なお、継続契約課題については 5 月 31 日まで（相手方事情により手続きができなかったものを除く）に、新規契約課題についても 7 月 30 日までに研究費を配分し、研究代表者の所属研究機関等に対し支払いを完了した。 また、研究費の総額が 4,000 万円を超える課題（継続契約及び新契約ともに）に係る支払いは、年 2 回の分割払いとしており、11 月 30 日までに第 2 回目の分割払いを行った。		

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－1	経費の効率化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費	▲8.125%以上	平成30年度予算	▲17.1%	▲23.8%	▲11.7%			除く人件費、効率化除外経費等
	業務経費	▲5%以上	平成30年度予算	▲12.2%	▲23.9%	▲19.0%			除く人件費、効率化除外経費等

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	(1)経費の効率化	(1)経費の効率化	(1)経費の効率化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評価	B
	①一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行うこと。	① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）	① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行う。（消費増税による増加分を除く。）	一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行うこと。	<主要な業務実績> ① 一般管理費 一般管理費（令和3年度計画予算額→令和3年度実績額） ▲6百万円（85百万円→79百万円） i）一般管理費については、中期計画の削減目標（▲8.125%以上:令和3年度の削減水準は平成30年度比▲4.9%）を達成すべく所要の額を見込んだ令和3年度予算（85百万円）を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、令和3年度実績額（79百万円）は第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲11.7%となり、目標を上回る水準を達成した。 ii）年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和3年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。	<評定と根拠> 評定：B 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 ① 一般管理費 i）一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、令和3年度実績額は、第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲11.7%となり、目標を上回る水準を達成した。 ii）年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和3年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 ② 業務経費 i）業務経費については、中期計画	評価	B
							<評定に至った理由>	
							一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化等の取組により、中期計画の削減目標の達成を予め見込んだ令和3年度予算を作成し、その執行を通じて、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施している。	
							なお、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症による影響により、対面業務のオンラインへの切り替えや、訪問による調査や指導を控えたこと、NGO・NPO等の活動が自粛されたことによる助成費の減等も削減要因と認められ、「B」評価とすることが妥当であると判断した。	
							<今後の課題>	
							特になし。	
							<その他事項>	
							特になし。	

	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5%以上の削減を各勘定で行うこと。 <定量的な目標水準の考え方> これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5 %以上の削減を達成すべく各勘定において所要の取組を行う。（消費税増税による増加分を除く。）	公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5%以上の削減を各勘定で行うこと。 <その他の指標> － <評価の視点> ① 一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。 ② 業務経費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。	② 業務経費 業務経費（令和 3 年度計画予算額→令和 3 年度実績額） ▲221 百万円（1,477 百万円→1,256 百万円） i）業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金、石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、中期計画の削減目標（▲ 5 %以上:令和 3 年度の削減水準は平成 30 年度比▲3.0%）を達成すべく、所要の額を見込んだ令和 3 年度予算を作成した。 その予算の範囲内で業務の効率化に努めた結果、令和 3 年度実績額は、第 3 期中期目標の最終年度（平成 30 年度）比で▲19.0%（公健▲21.9%、石綿▲9.9%、研究▲32.4%、基金▲16.3%）となり、目標を上回る水準を達成した。 ii）業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 （資料編 P96_共通 1 予算と決算の対比／経費削減及び効率化目標との関係） （資料編 P98_共通 2 計画額及び実績額（令和 3 年度））	の削減目標を達成すべく、業務の効率化に努めた結果、令和 3 年度実績額は、第 3 期中期目標の最終年度（平成 30 年度）比で▲19.0%（公健▲21.9 %、石 綿 ▲9.9 %、研究▲32.4%、基金▲16.3%）となり、目標を上回る水準を達成した。 ii）業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 <課題と対応> ○ 一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況等について四半期毎に理事会に報告する。	
--	--	---	--	---	---	--

	踏まえ、引き続き前 中期目標の水準を 堅持する設定とし た。						
--	---	--	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－2	給与水準等の適正化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	〈関連した指標〉								
	対国家公務員指数（年 齢・地域・学歴勘案）			令和元年6月末公表 値：105.9	令和2年6月末公 表値：105.4	令和3年6月末公表 値：107.9			

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	(2)給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。 							

	与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。			に基づき公表しているか。		○ 給与水準については、透明性向上や説明責任が重要であることから、引き続き適正化に取り組むとともに、給与水準の検証を行い、結果については適切に公表する。	<今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。
--	--	--	--	--------------	--	--	--

注3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
Ⅱ－3		調達の合理化												
当該項目の重要度、難易度		－			関連する政策評価・行政事業レビュー			令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313						

（単位：件、百万円）

2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）		令和 元年度		令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度		令和 5年度		（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
①調達等合理化計画の実施状況														
競争性のある契約	－	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900	(64.7%) 22	(70.0%) 366	(70.0%) 35	(92.1%) 913					
うち競争入札等	－	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746	(50.0%) 17	(31.3%) 164	(52.0%) 26	(46.3%) 459					
うち企画競争・公募	－	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154	(14.7%) 5	(38.6%) 202	(18.0%) 9	(45.8%) 454					
競争性のない随意契約	－	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33	(35.3%) 12	(30.0%) 157	(30.0%) 15	(7.9%) 78					
合計	－	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933	(100.0%) 34	(100.0%) 523	(100.0%) 50	(100.0%) 991					
②一者応札・応募の状況														
2者以上	－	(96.9%) 31	(25.7%) 264	(83.3%) 30	(79.4%) 715	(81.8%) 18	(80.7%) 295	(74.3%) 26	(60.2%) 550					
1者	－	(3.1%) 1	(74.3%) 765	(16.7%) 6	(20.6%) 186	(18.2%) 4	(19.3%) 71	(25.7%) 9	(39.8%) 363					
合計	－	(100.0%) 32	(100.0%) 1,029	(100.0%) 36	(100.0%) 900	(100.0%) 22	(100.0%) 366	(100.0%) 35	(100.0%) 913					

（注1）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2）各年度の上段（ ）書きは、各項目の合計に対する構成比である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	(3) 調達の合理化	(3) 調達の合理化	(3) 調達の合理化	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・調達の合理化 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。	<主要な業務実績> ① 調達の競争性・透明性の確保 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。 i) 随意契約の状況 令和3年度は契約件数50件、契約金額991百万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた15件、78百万円の契約を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)として調達を実施した。 ii) 一者応札・応募に関する改善 一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施した。【実施割合:100%】 (ア)公告から入札までの期間について10営業日以上を確保した。 (イ) 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。 (ウ) 調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。	<評定と根拠> 評定：B 以下により、年度計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 ① 調達の競争性・透明性の確保 令和3年度に締結した契約50件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた15件を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)に付した。 また、競争性のない随意契約15件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 ② 調達等合理化の取組の推進 令和3年5月に契約監視委員会を開催し、令和2年度の契約の状況に係る報告及び「令和2年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和3年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和3年5月に策定・公表を行った。 また、令和3年度に締結した契約50件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行った。 <課題と対応> ○ 随意契約等の見直し 今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調	評価	B
	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。 <関連した指標> 競争性のある契約実績(件数・金額)が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。	① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。 ② 調達等合理化の取組の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」	① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。 ② 調達等合理化の取組の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」	<評定に至った理由> 令和3年度に締結した契約50件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた15件を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)に付している。また、競争性のない随意契約15件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行っているなど、十分に調達の競争性・透明性の確保がなされと考えられる。 契約監視委員会において、令和2年度の契約の状況に係る報告及び「令和2年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和3年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和3年5月に策定・公表を行っており、また、令和3年度に締結した契約50件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行うなど、調達等合理化の取組の推進についても適切に実施されていると考えられる。 以上のことから、「B」評価とした。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。				

		（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCA サイクルによる調達等の合理化を推進する。 i）調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 ii）調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達	（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCA サイクルによる調達等の合理化を推進する。 i）調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 ii）契約に係る審査体制の活用 （ア）機構内における審査体制 a．契約手続審査委員会による審査 契約手続審査委員会（同分科会を含む。以下同じ。）において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随意契約の基準金額を超える支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、本委員会 29 回、分科会 15 回を開催し、計 56 案件の審査を実施した。 b．その他の審査等	達等合理化計画の下で適切な PDCA サイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。 また、内部向け契約事務マニュアルの改訂等も踏まえ、今後も引き続き、不祥事発生 of 未然防止に取り組んでいく。	
--	--	---	--	--	--

		等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。	等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。	・少額随意契約案件の審査 少額随意案件（少額随意契約の基準金額以下）は、令和２年度に引き続き財務部において全件審査を実施した。 ・1,000 万円以上の予定価格の設定 1,000 万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務担当理事の審査を実施している。 ・契約の公表 競争入札及び随意契約（少額随意契約の基準金額を超えるもの）について、毎月、理事会への報告を経て、ホームページで公表した。 （イ）契約監視委員会による審査 令和３年度の競争性のない随意契約 15 件のうち新規の案件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 また、令和３年５月に開催した契約監視委員会において、令和２年度の契約の状況に係る報告及び「令和２年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和３年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受けた。 iii) 不祥事の発生の未然防止等のための取組 機構職員に対し契約事務研修を実施し、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めた。新たに採用された機構職員に対しても、契約事務に関する研修機会を設けた。 また、契約に関する各種ひな形及び内部向け事務マニュアル等の改訂等を実施し、調達担当職員に周知を行った。【実施結果：契約事務に関する研修（令和３年４月・９月）、契約書ひな形改訂（令和３年６月・12月、令和４年３月）、契約事務マニュアル改訂（令和４年３月）】 （資料編 P108_共通 3 令和３年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価）		
--	--	---	---	---	--	--

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－1	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和3年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	B
	(1) 財務運営の適正化 自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。 また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に	(1) 財務運営の適正化 ① 適切な予算、資金計画等の作成 自己収入・寄付金の確保に努め、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。予算、収支計画、資金計画については、別紙の	(1) 財務運営の適正化 ① 適切な予算、資金計画等の作成 別紙のとおり	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・計画予算と実績について「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。 ・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。	＜主要な業務実績＞ ① 適切な予算、資金計画等の作成 i) 令和3年度計画予算と実績（概略） 法人総計としての収入は、計画額約 481 億円に比し実績額約 493 億円と+12 億円（+2.5%）となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 565 億円に比し実績額約 539 億円と▲26 億円（▲4.7%）となった。 各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 収入 計画予算 35,537 百万円 実績 35,434 百万円 差額 ▲102 百万円 収入は、賦課金収入が見込を下回ったこと等により、▲102 百万円となった。 支出 計画予算 39,519 百万円 実績 34,550 百万円 差額 ▲4,969 百万円 支出は、公害健康被害者の認定患者数の減少等に伴う公害健康被害補償予防業務経費が見込を下回ったこと等により、▲4,969 百万円となった。	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を B とした。 ○ 令和3年度については、第4 期中期計画に基づき、年度計画予算等を作成した。 また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行った。 ○ 資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図っている。 ○ 経営理念に照らし、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的	＜評定に至った理由＞ 第4 期中期計画に基づき年度計画予算等を作成し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理に努めている。 また、社債の取得条件について経営理念に照らし、環境負荷の低減 その他社会的課題の解決等の観点による解決等を目的とした債券をより購入し易くするよう取得基準を緩和し、資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大を行うことで、普通預金残額の圧縮を図り、業務の効率化に十分な努力がなされだけでなく、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行っていると認められる。 運営費交付金について、運営費交付金債務の発生要因等についても、各事業において具体的に分析がなされている。 以上、財務運営の適正化が行われていると判断でき、中期目標の水準を満たしていると認められるため、「B」評価とした。	

	努める。また、「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。 ＜関連した指標＞ 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。	とおり。		・石綿健康被害救済業務勘定 収入 計画予算 4,314 百万円 実績 4,395 百万円 差額 +81 百万円 収入は、他の法令による救済調整に伴う救済給付の返還金が発生したこと等により、+81 百万円となった。 支出 計画予算 5,885 百万円 実績 5,755 百万円 差額 ▲130 百万円 支出は、石綿健康被害救済給付費が見込を下回ったこと等により、▲130 百万円となった。 ・環境保全研究・技術開発勘定 収入 計画予算 5,324 百万円 実績 5,386 百万円 差額 +62 百万円 収入は、前年度の研究費返還金を受け入れたことにより、+62 百万円となった。 支出 計画予算 5,437 百万円 実績 5,344 百万円 差額 ▲94 百万円 支出は、システム改修経費の減等により、▲94 百万円となった。 ・基金勘定 収入 計画予算 1,374 百万円 実績 1,636 百万円 差額 +263 百万円 収入は、都道府県補助金の増等により、+263 百万円となった。 支出 計画予算 5,310 百万円 実績 8,009 百万円 差額 +2,699 百万円 支出は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金経理において中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対する助成金が見込	とした債券をより購入し易くするよう取得基準を緩和した。 ＜課題と対応＞ ○ 今後も引き続き、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。 ○ 引き続き資金運用環境が厳しい中、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用、また環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券の購入をしていく。	＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	------	--	--	--	---

					を上回ったこと等により、+2,699 百万円となった。 ・ 承継勘定 収入 計画予算 1,559 百万円 実績 2,468 百万円 差額 +909 百万円 収入は、一般債権以外の債権の回収等により、+909 百万円となった。 支出 計画予算 393 百万円 実績 245 百万円 差額 ▲148 百万円 支出は、仮差押保証金が発生しなかったこと等により、▲148 百万円となった。 ii) 運営費交付金債務の発生状況 当期の運営費交付金債務について、102 百万円が発生し、300 百万円を取崩したため、令和 2 年度末残高 358 百万円に対し 198 百万円減少し、令和 3 年度末残高は 160 百万円となった。 なお、各勘定の内訳は以下のとおり。 ・ 公害健康被害補償予防業務勘定 令和 2 年度末残高 69 百万円 当期発生額 17 百万円 当期取崩額 12 百万円 令和 3 年度末残高 75 百万円 (主な要因) 当期収入額のうち効率化除外経費の未使用分 システム更改経費の前期からの繰越分を取崩し ・ 環境保全研究・技術開発勘定 令和 2 年度末残高 253 百万円 当期発生額 85 百万円 当期取崩額 253 百万円 令和 3 年度末残高 85 百万円 (主な要因) 研究費等を翌期へ繰越し 予備費の使用及び研究費等の前期からの繰越分を取崩し ・ 基金勘定 令和 2 年度末残高 35 百万円 当期発生額 ー百万円 当期取崩額 35 百万円		
--	--	--	--	--	---	--	--

					令和３年度末残高 ー百万円 (主な要因) 助成金の前期からの繰越分を取崩し iii) 財務の状況 (ア) 当期総利益 令和３年度の総利益は 1,375 百万円であり、その主な発生要因は、割賦譲渡利息収益や遅延損害金等の雑益等によるものである。 各勘定別の当期総利益については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 140 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 (183)、第二種経理において特定賦課金の収益が少なかったことによる損失 (▲43) ・石綿健康被害救済業務勘定 ー百万円 (主な要因) ー (注) 石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。 ・環境保全研究・技術開発勘定 139 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 ・基金勘定 186 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 ・承継勘定 910 百万円 (主な要因) 割賦譲渡利息収益や遅延損害金等の雑益等 (イ) 利益剰余金 利益剰余金は、令和２年度末の 11,483 百万円に対して、令和３年度は、繰越積立金取崩額 7 百万円、当期積立額 1,375 百万円を計上し、令和３年度期末残高は 12,852 百万円となった。 各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 692 百万円 ・石綿健康被害救済業務勘定 ー百万円 ・環境保全研究・技術開発勘定 251 百万円 ・基金勘定 482 百万円 ・承継勘定 11,428 百万円	
--	--	--	--	--	--	--

		②適切な資金運用「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。	②適切な資金運用「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講じるものとする。	(資料編 P96_共通 1 予算と決算の対比／経費削減及び効率化目標との関係) (資料編 P98_共通 2 計画額及び実績額 (令和 3 年度)) (資料編 P111_共通 4-① 簡潔に要約された財務諸表 (法人全体)) (資料編 P113_共通 4-② 財務情報 主要な財務データの経年比較) ②適切な資金運用 i) 資金の運用については、平成 28 年度から続くマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な運用を図る観点から、 ア. 直近の大口定期預金等の引き受け状況等から、より引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等、預金運用の弾力化を図った。 イ. 公害健康被害予防基金においては、令和 3 年度に償還された債券及び預金の償還額 29 億円について、13 銘柄、29 億円の債券を購入した。(令和 2 年度取得 12 銘柄、28 億円) ウ. 地球環境基金においては、令和 3 年度に償還された債券、預金及び預託金の償還額 30.5 億円について、12 銘柄、21 億円の債券を購入した。(令和 2 年度取得 15 銘柄、42 億円) エ. 一部の資金の余裕金(維持管理積立金及び石綿健康被害救済基金)について、運用環境や資金の性質も考慮しつつ 29 銘柄、251 億円の債券を購入した。(令和 2 年度取得 22 銘柄、98 億円) なお、石綿健康被害救済基金については、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいことから、債券銘柄の安全性を考慮した上で、債券取得割合の上限を基金総額の 3 割から 5 割、単年度の取得額上限を 80 億円から 100 億円にポートフォリオを見直した。 これらの結果、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により引き続き普通預金残額の圧縮を図ることができている。 ii) 経営理念に照らし、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券をより購入し易くするよう取得基準を緩和した。 なお、令和 3 年度は環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を 140 億円購入した。(令和 2 年度取得 35 億円)		
--	--	---	---	--	--	--

					(資料編 P114_共通 5 令和 3 年度運用方針)		
--	--	--	--	--	-----------------------------	--	--

注 3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－2	承継業務に係る適切な債権管理等		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	〈関連した指標〉								
	債権残高	－	115 億円	81 億円	47 億円	32 億円			
	（うち一般債権）	－	80 億円	54 億円	35 億円	23 億円			
	（うち一般債権以外の 債権）	－	36 億円	27 億円	12 億円	9 億円			

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和3年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（2）承継業務に係る適切な債権管理等	（2）承継業務に係る適切な債権管理等	（2）承継業務に係る適切な債権管理等	＜主な定量的指標＞ －	＜主要な業務実績＞ 承継業務に係る適切な債権管理等	＜評定と根拠＞ 評定：A 年度計画に基づく取り組みを実施し、以下の成果をあげることができたため、自己評価を A とした。	評定	A
	貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に計画的に取り組む。また、将来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。	① 適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、個別債務者ごとの対応方針を策定するとともに、それを踏まえた各年度の行動計画に基づき回収強化と迅速な償却に取り組む。具体的には以下 i）～iv）を実施する。	① 適切な債権管理等 回収困難案件の割合が増加している状況を踏まえ、個別債務者ごとに当年度の行動計画を立案し、債権の管理回収に取り組む。	＜その他の指標＞ －	① 適切な債権管理等 年度当初に債務者ごとの処理目標及び対応方針を踏まえた行動計画を作成し、債務者等との回収交渉等に取り組んだ。回収交渉等においては、電話による状況把握のほか、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、債務者等と直接に面談・協議等を実施し、必要に応じ Web 会議システムを活用した。 また、債務者について、決算書等を徴取の上、決算分析を行い、必要に応じ債務者に問い合わせ、経営状況及び財務内容等の把握に努めた。	○ 債権残高は、令和2年度末残高 47 億円から 15 億円圧縮し、令和3年度末残高 32 億円となった。（令和2年度比▲32％） ○ 一般債権以外の債権残高については、回収困難案件の割合が増加しているなかで令和2年度末残高 12 億円から 3 億円圧縮し、令和3年度末残高 9 億円となった。（令和2年度比▲25％） ○ 弁済確実性が見込めない債務者の対応については、交渉過程において債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等を把握に努め、これらを踏まえた実現可能な弁済計画について交渉を継続した結果、当該債務者において金融機関から有利な条件で調達した借換資金で延滞することなく完済につなげている。また、事業再生に取り組んで	＜評定に至った理由＞ 債権残高は、令和2年度末残高 47 億円から 15 億円圧縮し、同期末残高は 32 億円となっている。（令和2年度比▲32％） 特に一般債権以外の債権残高については、回収困難案件の割合が増加しているなかで令和2年度末残高 12 億円から 3 億円の圧縮を実現し、令和3年度末残高は 9 億円となっている。（令和2年度比▲25％） 弁済確実性が見込めない債務者の対応については、交渉過程において債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等を把握に努め、これらを踏まえた実現可能な弁済計画について交渉を継続した結果、当該債務者において金融機関から有利な条件で調	
	＜関連した指標＞	i）貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握貸倒	i）約定弁済先への対応	＜評価の視点＞ 債権残高の推移				

	回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。	懸念債権等の債権については、債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等、債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、万一、債務者企業が経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には、迅速かつ適切な措置を講ずる。	債務者の経営状況の的確な把握のため、決算書の厳格な分析などを実施する。万一延滞が発生した場合は、速やかに原因究明を行い、返済計画の策定を協議するなど、延滞解消、再約定化に努める。			これらを踏まえた実現可能な弁済計画について交渉を継続した結果、当該債務者において金融機関から有利な条件で調達した借換資金で延滞することなく完済につなげることができた。また、事業再生に取り組んでいる債務者については、中小企業再生支援協議会における事業再生に協力して再生計画を成立させ、結果として、延滞債権の一部について回収の目途が立った。	いる債務者については、中小企業再生支援協議会における事業再生に協力して再生計画を成立させ、延滞債権の一部について回収の目途を立てている。
	ii) 返済態勢 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、法的処理、償却処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の再約定化に努める。	ii) 延滞先への対応 延滞債権については債務者の状況を踏まえ以下のとおり実施する。 ア 返済態勢 返済確実性を高めるため、保有資産の売却、他金融機関の借換、法的・私的再生の活用等の返済策を債務者に態勢する。	ii) 延滞先への対応 延滞債権については債務者の状況を踏まえ以下のとおり実施する。 ア 返済態勢 返済確実性を高めるため、保有資産の売却、他金融機関の借換、法的・私的再生の活用等の返済策を債務者に態勢する。		ア 弁済確実性が見込めない債務者の対応については、交渉過程において債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等を把握に努めた。これらを踏まえた実現可能な弁済計画について交渉を継続した結果、当該債務者において金融機関から有利な条件で調達した借換資金で延滞することなく完済につなげることができた。また、事業再生に取り組んでいる債務者については、中小企業再生支援協議会における事業再生に協力して再生計画を成立させ、結果として、延滞債権の一部について回収の目途が立った。	○ 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、令和2年度から係属中の連帯保証人に対する保証履行請求訴訟、担保不動産競売及び連帯保証人の預貯金に対する差押が終了することができた。また別途、令和3年度連帯保証人の預貯金に対する差押、債権者破産申立を厳正、迅速に実施することができた。さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（第三者情報取得手続等）を活用し、債務者及び連帯保証人の資産情報を把握することができた。	○ 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、令和2年度から係属中の連帯保証人に対する保証履行請求訴訟、担保不動産競売及び連帯保証人の預貯金に対する差押が終了することができた。また別途、令和3年度連帯保証人の預貯金に対する差押、債権者破産申立を厳正、迅速に実施することができた。さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（第三者情報取得手続等）を活用し、債務者及び連帯保証人の資産情報を把握することができた。
	iii) 法的処理 債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、厳正、迅速に法的処理を進める。	iii) 法的処理 延滞解消が見込めず、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、債権の保全と確実な回収を図るため、厳正、迅速に法的処理を進める。	iii) 法的処理 延滞解消が見込めず、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、債権の保全と確実な回収を図るため、厳正、迅速に法的処理を進める。		イ 一般債権以外の債権にかかる法的処理について、令和2年度から係属中の連帯保証人に対する保証履行請求訴訟、担保不動産競売及び連帯保証人の預貯金に対する差押が終了した。また別途、令和3年度連帯保証人の預貯金に対する差押、債権者破産申立を実施した。さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（第三者情報取得手続等）を活用し、債務者及び連帯保証人の資産情報の把握に努めた。	○ 破産手続の終結等により回収不能となった債権については、令和3年度末に4件、2億円の貸倒償却を迅速に実施することができた。	破産手続の終結等により回収不能となった債権については、令和3年度末に4件、2億円の貸倒償却を実施している。
	iv) 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債	iv) 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となっ	iv) 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となっ		ウ 令和3年度末に4件、2億円の貸倒償却を実施した。	＜課題と対応＞ ○ 一般債権の回収が順調に進む一方、回収困難債権の割合が増加している中で、今後、一般債権以外の債権は従来からの業績不振に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が想定される。引き続き個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続し、回収の早期化、回収額の極大化に努める。	＜今後の課題＞ 一般債権の回収が順調に進む一方、回収困難債権の割合が増加している中で、今後、一般債権以外の債権は従来からの業績不振に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が想定される。引き続き個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。
						＜その他事項＞ 特になし。	

	権は迅速に償却処理を進める。 ② 債権状況の明確化等 将来的な承継業務の整理に向けた取組として、債権管理の状況を明確にするため、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示する。また、今後は回収困難案件の比重が高まることに鑑み、債権の最終的な処理に向けた体制の整備を進める。	た債権は迅速に償却処理を進める。 ② 債権状況の明確化 当年度の期首と期末の債権残高を比較し、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明らかにする。		② 債権状況の明確化 令和３年度中の債権残高の変動状況は下表のとおりである。 令和３年度末時点の債権残高は、令和２年度末残高 47 億円から 15 億円減少し、32 億円（令和２年度比▲32％）となった。 ・ 債権残高変動状況表（単位：億円） <table><tr><th>債権区分</th><th>令和２年度末残高①</th><th>回収②</th><th>償却③</th><th>移入④</th><th>移出⑤</th><th>令和３年度末残高①-②-③+④-⑤</th></tr><tr><td>破産更生債権等</td><td>8</td><td>0</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td><td>6</td></tr><tr><td>貸倒懸念債権</td><td>4</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>3</td></tr><tr><td>小 計</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td><td>9</td></tr><tr><td>一般債権</td><td>35</td><td>13</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>23</td></tr><tr><td>合 計</td><td>47</td><td>14</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td><td>32</td></tr></table> （注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 ・ 債権残高の推移（直近５ヶ年）（単位：億円） <table><tr><th>年度</th><th>破産更生債権等</th><th>貸倒懸念債権</th><th>一般債権</th><th>合計</th></tr><tr><td>H29</td><td>10</td><td>37</td><td>108</td><td>154</td></tr><tr><td>H30</td><td>7</td><td>29</td><td>80</td><td>115</td></tr><tr><td>R1</td><td>20</td><td>6</td><td>54</td><td>81</td></tr><tr><td>R2</td><td>8</td><td>4</td><td>35</td><td>47</td></tr><tr><td>R3</td><td>6</td><td>3</td><td>23</td><td>32</td></tr></table> （注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。	債権区分	令和２年度末残高①	回収②	償却③	移入④	移出⑤	令和３年度末残高①-②-③+④-⑤	破産更生債権等	8	0	2	-	-	6	貸倒懸念債権	4	1	-	-	-	3	小 計	12	1	2	-	-	9	一般債権	35	13	-	-	-	23	合 計	47	14	2	-	-	32	年度	破産更生債権等	貸倒懸念債権	一般債権	合計	H29	10	37	108	154	H30	7	29	80	115	R1	20	6	54	81	R2	8	4	35	47	R3	6	3	23	32		
債権区分	令和２年度末残高①	回収②	償却③	移入④	移出⑤	令和３年度末残高①-②-③+④-⑤																																																																								
破産更生債権等	8	0	2	-	-	6																																																																								
貸倒懸念債権	4	1	-	-	-	3																																																																								
小 計	12	1	2	-	-	9																																																																								
一般債権	35	13	-	-	-	23																																																																								
合 計	47	14	2	-	-	32																																																																								
年度	破産更生債権等	貸倒懸念債権	一般債権	合計																																																																										
H29	10	37	108	154																																																																										
H30	7	29	80	115																																																																										
R1	20	6	54	81																																																																										
R2	8	4	35	47																																																																										
R3	6	3	23	32																																																																										

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII－4－1	内部統制の強化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）	－	年2回	4回	2回	2回			

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和3年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（1）内部統制の強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を	① 内部統制の強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に行う。 i）内部統制推進委員会等による取組 具体的には、機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、毎年度、内部統制推進委員会が内部統制を	① 内部統制の強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に行う。 i）内部統制推進委員会等による取組 機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、令和3年度における内部統制を推進するための計画を策定	＜主な定量的指標＞ 内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。	＜主要な業務実績＞ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議・研修等は、 Web 会議システムを中心に行い、対面開催であっても参加人数の制限や参加者間の距離を確保するなどの工夫をして実施した。主な実績は次のとおり。 i）内部統制推進委員会等による取組 ア 内部統制・リスク管理進委員会 内部統制・リスク管理委員会を半期毎に開催（11月、3月）し、全部門が業務マニュアルを整理するとともに、令和3年度の取組状況について確認を行い、内部統制の推進を図った。 また事務事故事例の共有等、内部統制の重要な事項につい	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下のとおり、年度計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。 ○ 内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定した取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなどの取組を行った。 ○ Web 会議システムや機構内グループウェアを積極的に活用し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めつつ、必要な会議、研修、情報共有を行った。 ＜課題と対応＞ ○ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務環境の変化を踏まえて電子決裁の導入を進める等、引き続き業務の有効性と効率性を確保するために必要な取組みを実施する。 ○ 事務事故の発生を抑制するため再発防止策を検討し、同様の事例が組織内に発生しないよう今後も取組を強化する。	評定	B ＜評定に至った理由＞ 内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定した取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなど、適正な運用を行っている。 Web 会議システムや機構内グループウェアを積極的に活用し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めつつ、必要な会議、研修、情報共有を行っている。 また、評価基準である内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）も、2回と基準を満たしている。 以上のことから、「B」評価とした。

	行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。 ＜関連した指標＞ 内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。	推進するための計画を策定し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、毎年度、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。	し、内部統制推進委員会において半期毎に取組状況の確認等を行う。また、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。	＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	ては、随時月2回開催している理事会等で報告することで組織内に共有を図った。 イ 内部統制担当理事による職員面談 当機構の抱える業務運営上の課題を含めた内部統制の現況を把握するため、理事長と職員のグループ面談（22名）（10～11月）及び内部統制担当理事と職員との個別面談（14名）（12月）を実施した。 ウ 内部統制研修の実施 内部統制の意義や意味等の基本的な考え方、各種報告制度等の内部統制の基本的事項について、全職員を対象に「内部統制研修」を行った。 また、過去に発生した事務事故事例についても、その対応経験を伝える研修を実施した（11月）。 ii）リスク管理の強化 発生した事務事故（13件）について、速やかに役員に情報共有を行うとともに、その発生原因を分析し、再発防止のための改善措置を行った。 特に再発防止策の策定に当たっては、単なるヒューマンエラーと捉えず原因分析を行うよう取組んでいる。 また、事務事故防止の取り組みとして、グループウェアを活用して収集しているヒヤリハット事例をピックアップした事例集を作成し、研修、理事会・部課長会議、内部イントラネットにて共有した。 iii）内部統制等監視委員会による検証等 ア 内部統制等監視委員会による検証 オンライン形式で内部統制等監視委員会を開催し、ERCAの業務実績及び内部統制・リスク管理の状況について外部有識者による検証を受けた（8月）。 イ 監事による確認 ERCAの内部統制・リスク管理の状況について、監事による監査を受けた（6月）。	＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
	ii）リスク管理の強化 半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、毎年度、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。 iii）内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。	ii）リスク管理の強化 半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行う。機構全体でヒヤリハット事例を収集し、事務事故も含めて分析・再発防止や改善策の検討・共有を行う iii）内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。				

			iv) 役職員のコンプライアンス意識の向上 機構に対するステークホルダーの信頼を確保する観点から、コンプライアンス研修やコンプライアンスチェックシートによる自己検証について改善を行い、法令遵守及び倫理観保持に対する役職員の意識向上を図る。		iv) 役職員のコンプライアンス意識の向上 一般職員を対象にコンプライアンス違反やハラスメントの事例をテーマとした「コンプライアンス・ハラスメント研修」を実施し、職員のコンプライアンス意識の向上を図った（9月）。 また、日常の業務運営が法令等に沿って行われていることの再確認のため、職員を対象に「コンプライアンス・チェックシート」による自己点検を実施し、正答率は 98.8%であった（9月）。 (資料編 P116_共通 6 内部統制の推進に関する組織体制 (R3.4～))		
--	--	--	--	--	---	--	--

注 3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
VIII－4－2	情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理								
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー		令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313					

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	〈関連した指標〉								
	全役職員を対象とした情報セキュリティ研修（回数・参加率）	－	年1回・100％	1回・100％	1回・100％	1回・100％			
	標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数）	－	年2回	2回	2回	2回			
	担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率）	－	年1回・100％	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100％ 新人職員を対象とした研修：1回・100％	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100％ 新人職員を対象とした研修：1回・100％	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100％ 新人職員を対象とした研修：1回・100％			

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和3年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	（2）情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等 「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年11月12日法律第104号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 i）情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 i）情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、	＜主な定量的指標＞ 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。	＜主要な業務実績＞ i）情報セキュリティ対策の強化 ア 情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等 「令和3年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を踏まえ、次のとおり各種取組を推進した。 （ア）情報セキュリティ委員会の開催 感染防止対策を講じた上で情報セキュリティ委員会を開催し、各種情報セキュリティ対策の実施・対応状況、情報セキ	＜評定と根拠＞ 評定：B ERCAは、多種多様な利用者に対して行政サービスを提供しているが、それぞれの利用者に対してデジタル技術を活用して利便性が高く、品質・スピードを兼ね備えたサービスを提供する必要がある。令和3年度は、急速に進むDXや新型コロナウイルス感染拡大などの社会情勢を踏まえ、年度計画に定めた取組を確実に実施したため、自己評価をBとした。 ○ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改正を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等の改正を行	評定	B	＜評定に至った理由＞ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改正を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等の改正を行った。 また、「令和3年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、各種取組を遂行すると共に、機構ホームペ

	時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。 また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。 ＜関連した指標＞ 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。	基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有する個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施することで、適切な情報セキュリティレベルを確保する。	「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。 また、令和３年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、同計画に基づき、適切な情報セキュリティレベルを確保するため、各種脆弱性診断、情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施する。	＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	ユリティインシデントの情報共有等を行った（６月、９月、３月実施）。 （イ）情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ実施手順書の改正 サイバー攻撃対策を目的とした情報セキュリティ実施手順書の改正（７月）、政府の統一基準改定に準じた情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティ実施手順書の改正（10月）、ＩＴガバナンス強化を目的とした情報セキュリティ実施手順書の改正（３月）を行った。 （ウ）情報セキュリティに関する教育・訓練 標的型攻撃等の不審メール受信時の対応を徹底するため、全役職員から対象者をランダムに抽出して訓練を実施した（８月、３月実施）。特に令和３年度は、令和２年度の訓練結果と比べ、時間経過による慣れ等の理由からセキュリティ意識の低下が見受けられたため、様々な形態を用いながら、指導や訓練を実施した。 全役職員を対象とする情報セキュリティ研修を対面およびオンライン形式で実施し、情報セキュリティ実施手順書の内容の浸透等を図った（12月）。 （エ）情報セキュリティ対策の自己点検 情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認等のため、全役職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施した（11月）。不定期に実地調査を行った結果、運用ルールを遵守できていない職員が確認できたため、該当の職員については、個別の研修を開催し、指導した。 （オ）情報セキュリティ監査 「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、監査室による内部情報セキュリティ監査を実施（令和３年11月～令和４年３月）。部長のシステムへの関与を重点的に監査した。 （カ）ホームページ及びネットワークの脆弱性対策の推進 外部セキュリティベンダによる脆弱性診断を実施（２月）。前年度までに実施した脆弱性診断において指摘のあった脆弱性への対策は済んでおり、助言レベルの項目についても対応を行った。 （キ）情報システムに関する技術的な対策を推進するための	った。 ○ 「令和３年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、各種取組を遂行すると共に、機構ホームページ及びネットワークの脆弱性対策並びに役職員向けの情報セキュリティ自己点検、研修、標的型メール攻撃訓練等を実施し、適切な情報セキュリティレベルを確保することに努めた。 ○ 法令等に基づき、文書管理、情報開示などを適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施した。 ＜課題と対応＞ ○ 昨今の情勢を受け、不審メールやサイバー攻撃の数が増えているため、政府の方針、令和３年度までの取組等を踏まえ、情報セキュリティの高度化に取り組む。 ○ 一方、職員の情報セキュリティに対する現状の意識では、巧妙化するサイバー攻撃への対応は不十分であることから、危機意識等を醸成する必要がある。引き続き、訓練や点検の結果を分析し、効果的な教育を実施する。 ○ 令和３年度に調達した電子決裁機能を含む文書管理システムが令和４年度に稼働開始するため、役職員のシステム利用方法に対する早期定着に取組、より一層の事務効率化を図る。 ○ 新型コロナウイルス感染症対策として、今後もテレワーク等を運用していくため、情報セキュリティ対策の強化等についても引き続き実施する。 ○ 今後ＤＸを推進していくためにも、様々な工夫を凝らしながら全役職員の情報リテラシー向上に努める。	ージ及びネットワークの脆弱性対策並びに役職員向けの情報セキュリティ自己点検、研修、標的型メール攻撃訓練等を実施し、適切な情報セキュリティレベルを確保することに努めた。 また、法令等に基づき、文書管理、情報開示などを適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施するなど、十分な対応が講じられており、指標である研修回数等も基準値を満たしていることから、「Ｂ」評価とした。 ＜今後の課題＞ ICT の活用が進む中、リスク低減のための措置、インシデントの早期検知及びインシデント発生時の適切な対応・回復等、十分な対応を引き続き継続して行うこと。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	--	---	--------------------------------	--	---	---

		ii) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年 7 月 1 日 法律第 66 号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日 法律第 140 号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施することで、周知徹底を図る。	ii) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成 13 年 法律第 140 号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行う。また、関係法令等の周知徹底を図るため、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施する。	取組 令和 3 ～ 4 年度の調達案件について、国が定める情報セキュリティ基準等に合致した仕様内容となるよう（総務部情報システム課を中心に）十分なレビュー等を実施した。 （ク）サイバー攻撃への対応 機構が対象となったサイバー攻撃への対応を行った（4 月）。 イ 情報システム管理及び情報セキュリティ対策に関する体制の強化 機構業務の更なる電子化を促進するため、情報システム管理の統括部署として総務部に情報システム課を新設し、これまで総務部企画課内の情報システムチームにおいて担当していた情報システム管理及び情報セキュリティ対策に関する事務の移管、政府のデジタル化推進に関する方針に、適切に対応するための体制（PMO 業務を見据えた体制）を整備した。 ii) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理については、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成 31 年 3 月 25 日）に基づき、電子決裁機能を含む文書管理システムの導入に向け、より一層の事務効率化に資する仕様を考案の上、構築を進めた（～ 3 月）。また、関係法令等の周知徹底及び理解の促進を図るため、新人職員を対象とした研修を実施し（4 月）、国立公文書館が実施する研修に文書管理担当者等を派遣した（5 ～ 12 月）。さらに、全職員を対象として、文書管理に係る最新の動向に関する知識を習得するための文書管理研修を E・ラーニングで実施した（12 ～ 1 月）。 情報公開については、情報開示請求 2 件について、適正に情報の開示等を行った。 また、個人情報保護制度の見直しの留意点等について、個人情報保護研修を実施した（1 月）。		
--	--	---	--	---	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII－4－3	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート 事業番号 2022-環境-21-0313

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対基準年度比	－	平成 25 年度比で令和 2 年度までに 10%削減 令和 12 年度までに 40%削減	22.4%削減	40.1%削減	42.1%削減 （※暫定値）			

注2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載 ※ 令和2年度の CO2 排出係数を用いた数値であるため、暫定値としている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和3年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（3）業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 i）人事、組織の活性化に関する取組 職員の士気向上に資するよう人事諸制度を毎年度検証し、人事評価制度を着実に運用するとともに、他の機関との人材交流を行うことにより効	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 i）人事、組織の活性化に関する取組 人事評価制度については、令和2年度に引き続き、着実な運用と検証を行う。また、働き方改革の推進に当たっては、時間外労働の適正管理、年次有給休暇の	<主な評価指標等> 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。	<主要な業務実績> i）人事、組織の活性化に関する取組 ア 人事評価制度の着実な運用と検証、見直し 人事評価制度を着実に運用し、制度を浸透させるため、より具体的な運用方法を追記する形でマニュアル改訂を行い、職員に周知した（4月）。また、令和3年度中に新たに着任した職員全員を対象として、人事評価制度に関する説明会を随時実施した。 令和3年度期初は、新型コロナウイルス感染拡大に防止のため、テレワークを活用した出勤回避等の対応を実施。 5月までに期初目標を設定の上、期初面談を実施し、11月に	<評定と根拠> 評定：B 以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 ○ 人事、組織の活性化に関する取組については、人事評価制度のマニュアル改訂や説明会の実施を通じた着実な運用、テレワークの推進を中心とした職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を確実に行った。また、「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目指すため、職制別研修等の見直しを行った。	評定	B <評定に至った理由> 人事、組織の活性化に関する取組については、人事評価制度のマニュアル改訂や説明会の実施を通じた着実な運用、テレワークの推進を中心とした職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組も行い、働き方改革の推進が行われている。さらに、「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目

	略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせることで実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。また、業務運営を今後も的確に行うために社会環境の変化への対応が必要であること及び民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行うこと、人事評価制	果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。	確実な取得、テレワークの活用等、職員の健康管理とワーク・ライフ・バランスに配慮し、より生産性を向上させるための取組を引き続き行う。 さらに、研修計画に基づく各種研修、例えばキャリアデザイン等に関する研修や環境の最新情勢についてのトピックス研修等を引き続き実施し、組織の将来像を描ける人材の育成を図るとともに、外部研修への参加等を通じて視野を拡張、ミッションを達成するために様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材の育成を図る。 加えて、受講者へのアンケート等を踏まえつつ、より実践的かつ効果的な研修内容となるよう見直す。また、女性活躍推進の取組として、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を令和4年3月までに策定する。	<その他の指標> <評価の視点>	中間面談、令和4年3月に期末面談を実施した。 イ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組 (ア) 衛生委員会を通じた取組 衛生委員会を通じて職員の時間外労働の適正管理や年次有給休暇の確実な取得等を推進することにより、職員の健康管理に努めた。また、衛生委員を中心とした「ERCA クリーンアップキャンペーン」を実施し、各フロアの整理整頓を図ることで職場環境を改善するとともに職員の意識向上（4S＝整理・整頓・清掃・清潔の推進）を図った。 (イ) 時間外労働の削減 働き方改革の一環として、時間外労働の削減を図るため、業務効率等の改善に資する取組（業務の平準化や電子化、業務の削減等）や定時退庁の声掛けを推進した。 (ウ) テレワークの活用 「ワーク・ライフ・バランス」や「多様で柔軟な働き方」の実現及び新型コロナウイルス感染症への対策としてテレワークを積極的に活用した。新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言等が神奈川県に適用された期間においては、テレワークの活用や休暇取得の推進により出勤者数を抑制した。また、テレワーク時における Web 会議のネットワーク環境の改善を図るなど、テレワーク実施時の利便性向上に努めた。 (エ) 女性活躍推進の取組 令和元年度に実施した女性活躍推進に関するアンケート結果等を踏まえ、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した（3月）。 (オ) 障害者雇用に関する取組 障害者雇用数としては5名と、法令に定める当機構の基準となる4名の雇用を継続して達成している（3月）。障害者を雇用する際の受け入れ態勢整備を目的として、職員を対象とした「障害者雇用の理解促進のための研修会」を実施した（6月）。 ウ 研修等の実施による人材育成及び研修内容の見直し 第4期中期目標に記載の「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目指し	○ 業務実施体制の強化・改善等については、「ERCA 業務継続計画（BCP）」や防災等各種マニュアルの見直しを通じて、優先業務を継続できるよう課題抽出や改善を検討・実施した。また、法人文書管理体制については、外部倉庫の棚卸結果を取りまとめ不用文書の廃棄を行うことで、管理状況を改善した。 ○ 業務における環境配慮の推進については、環境負荷の低減を図るため「令和3（2021）年度環境配慮のための実行計画」を策定し、実行計画に基づいて全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組んだ。 ○ 災害対応については、災害対応プロジェクトチームにおいて、災害廃棄物対策に係る職員の知見向上、環境省への応援要員派遣等を実施した。 <課題と対応> ○ 政府の方針、令和3年度の取組状況を踏まえて、引き続き人事、組織の活性化、業務実施体制の強化・改善及び業務における環境配慮の推進に取り組む。 ○ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（令和4年度～）においては、女性の管理職比率を令和7年度末で18%にする（令和3年度末時点では15.6%）こととされているため、今後、目標の達成に向けて取組を進めていく。 ○ 広報活動については、ERCA の認知度向上が社会からの信頼感の向上につながることを意識し、全役職員が参加し実効を上げていくような取り組みを実施する。 ○ 温室効果ガスの排出抑制への取組について、テレワーク時における家庭における電気使用量をどのように反映させていくかについても今後の課題として検討する。	指すため、職制別研修等の見直しを行うなど、人材育成に向けた取組や組織の活性化が図られている。 業務実施体制の強化・改善等については、「ERCA 業務継続計画（BCP）」や防災等各種マニュアルの見直しを通じて、優先業務を継続できるよう課題抽出や改善を検討・実施した。また、法人文書管理体制については、外部倉庫の棚卸結果を取りまとめ不用文書の廃棄を行うなど管理状況の改善が図られている。 業務における環境配慮の推進については、環境負荷の低減を図るため「令和3（2021）年度環境配慮のための実行計画」を策定し、実行計画に基づいて全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に向けた対策が講じられている。 災害対応については、災害対応プロジェクトチームにおいて、災害廃棄物対策に係る職員の知見向上、環境省への応援要員派遣等を実施するなど、積極的に国の災害廃棄物業務の支援を行っており、その協力体制は高く評価できる。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。
--	--	---	--	--	--	---	--

	度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。 さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。 ＜関連した指標＞ 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガ				て、令和元年度から5か年の研修計画とし、次の2つの側面からのアプローチによる研修体系で職員の育成に取り組んだ（～3月）。 ①「世の中の動向を先読みすることで環境問題に対するあらゆるニーズを把握し、そのニーズに柔軟に応えられる人材」アプローチ ②「機構の所掌業務の適切な運用に必要な専門知識・技能を有した人材」アプローチ 具体的には、職位ごとに期待される役割等に対して受講すべき研修を整理した。 職制別研修のうち、3～5等級研修については、これから昇格する職員の立候補制とし、前向きな姿勢を養うこととした。新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、オンライン開催を活用し、実施した（～3月）。 また、その他の人材育成として、環境省をはじめとした外部出向についても立候補を募り、職員のモチベーション向上を図った。 （資料編 P117_共通7 令和3年度実施研修） エ SNS等を活用した組織的な広報の推進 令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面でのイベント参加の機会が限られたことから、オンライン上での情報発信に力を入れて取り組み、YouTube 環境再生保全機構公式動画チャンネルで公開した（令和3年度は計 139 点公開）。令和4年度3月 31 日時点で 5,440 名の YouTube チャンネル登録者を獲得した（令和2年度末比 2,582 名増）。 また、Facebook 公式アカウントを通じて事業や刊行物等の紹介を行うとともに、機構ウェブサイトや各事業 SNS の傾向分析等に取り組んだ。 （主な出展イベント） ・環境エネルギー・ラボ in たかつ【実地開催】（令和3年8月5日） ・令和3年度こども見学デー【オンライン】（令和3年8月18日） ・川崎国際環境技術展【オンライン】（令和3年11月16日～11月26日） 本催事開催に当たり、当機構の環境×教育 CSR における新たな取組として、川崎市内の二つの小学校で「環境出前授業」		
--	--	--	--	--	--	--	--

	スの排出削減等 のため実行すべ き措置について 定める実施計画」 に基づく環境負 荷低減実績の対 前年度比等。	ii) 業務実施体制 の強化・改善等 災害等の場合にお いても業務を継続 するための非常時 優先業務の実施体 制等の改善及び業 務の効率化を図る ための法人文書管 理体制の改善を毎 年度行う。	ii) 業務実施体制の 強化・改善等 「ERCA 業務継続計 画 (BCP)」の改善内 容を周知するととも に、令和 2 年度の 2 度にわたる BCP の 発動の経験や内部検 証の結果等を踏ま え、引き続き内容の 点検、訓練の実施等 により、実効性の確 認を行い、運用する。 法人文書管理体制に ついて、文書管理・ 電子決裁システムの 構築を行う。また、 システムの導入に合 わせて法人文書管理 プロセスの標準化及 び電子化に取り組む とともに、外部倉庫 の集中管理のあり方 についても見直しを 行う。		を実施した。 ・エコプロ 2021【ハイブリット開催】（オンライン：令和 3 年 11 月 25 日～12 月 17 日、会場：令和 3 年 12 月 8 日～12 月 10 日） ii) 業務実施体制の強化・改善等 ア 新型コロナウイルス対策の実施 新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府からの緊急事態宣言 及びまん延防止等重点措置の発令に対応するため、ERCA 独 自で感染拡大状況に応じて 4 段階のレベルに分けて整理し、 テレワークの活用による出勤回避等の対応を行った（～ 3 月）。 ERCA 業務継続計画や防災等各種マニュアルの見直しにあた っては、災害発生時だけでなく、指定感染症の感染拡大時に においても適切に優先業務を継続できるよう、課題抽出や改善 を検討・実施した（～ 3 月）。 イ 外部倉庫の管理環境の改善 各部の外部倉庫の棚卸を実施し、倉庫から文書を取り寄せる 等して書類の精査を行った（～ 9 月）。 文書の棚卸結果を取りまとめ、不要文書の廃棄等を実施し、 外部倉庫保管箱数を 34.2%削減した（～ 1 月）。 ウ 組織の改編 今後の情報セキュリティならびにシステム管理の強化、なら びに D X 化を推進するため、総務部企画課から情報システム 課を独立させた。 iii) 業務における環境配慮の推進 令和 3 年 3 月に策定した「令和 3（2021）年度環境配慮のた めの実行計画」に基づき、全役職員による電気使用量の削減、 用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組むととも に、自己点検（9 月、2 月）を行い、環境配慮の取組を役職員 に促した。 事業活動による影響や調達については、「国等による環境物品 等の調達の推進等に関する法律」（いわゆるグリーン購入法） に基づき、令和 3 年度の環境配慮物品等の調達の推進を図る ための方針を定め、目標を達成すべく調達を行った。 環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたソーシャ		
--	---	--	--	--	--	--	--

		措置について定める実施計画」に基づいた取組を毎年度着実に行う。また、業務における環境配慮等の状況を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。	量の削減)、省資源（用紙使用量の削減）及び廃棄物の排出抑制に努める。さらに、オフィスにおける業務活動に係る環境負荷だけでなく、事業活動による影響や調達の改善に向けて、多角的な視点から検討を行う。温室効果ガスの排出抑制に向けて、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」についてPDCAサイクルに基づき、着実な進展を図るとともに、中間目標の達成状況及び国の動向を踏まえて、実施計画について見直しを行うものとする。 令和2年度の事業活動に係る環境報告書の作成、公表に当たっては、事業報告書と統合することにより、国民に対する情報発信ツールとしてさらに効果的な活用方法について検討を行う。		ル・ボンドやグリーン・ボンド等については、機構の経営理念に合致するものとして、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を計 140 億円購入した（～3月）。 （内訳） ・東日本高速道路㈱社債　：81 億円 ・西日本高速道路㈱社債　：23 億円 ・鉄道建設・運輸施設整備支援機構　財投機関債：3 億円 ・国際協力機構　財投機関債　：1 億円 ・川崎市　地方債　：1 億円 ・オリックス㈱社債　：1 億円 ・東京地下鉄㈱社債　：1 億円 ・㈱INPEX 社債　：2 億円 ・NTT ファイナンス㈱社債　：1 億円 ・沖縄振興開発金融公庫　財投機関債　：1 億円 ・阪神高速道路㈱社債　：9 億円 ・名古屋高速道路債券　財投機関債　：　15 億円 ・北海道電力　：　1 億円 温室効果ガスの排出抑制への取組について、機構実施計画に基づき、電気使用量については、事務所の区画別の使用状況を公表することで削減を促す等により中間目標の達成を目指した。令和3年度については前年度に引き続きテレワークの導入等によってオフィスにおける電気使用量が減り、平成25年度比で 42.1%削減となった（令和元年度は平成25年度比 20.5%減、令和2年度は平成25年度比 40.1%減）。 前年度に引き続き事務所におけるエコバッグに加え、傘のシェアリングも開始したことやごみの分別を徹底することにより可燃ごみ及びプラスチックごみの削減を図るほか、1月～2月に執務室のクリーンアップに関するキャンペーン期間を設け、不用物品の整理も行った。 また、令和2年度の事業活動に係る環境配慮の取組を「令和2年度事業報告書」に掲載し、環境報告として電気使用量、用紙使用量、ごみ排出量及び温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等について報告を行うとともに、令和2年度における ERCA の SDGs 関連取組や社会貢献活動について紹介を行った。また、国民に対する情報発信として、ウェブサイトでの公表（6月）を行った。 （資料編 P119_共通8　令和3（2021）年度環境配慮のための実行計画） （資料編 P124_共通9　令和4（2022）年度環境配慮のため	
	iv）災害への対応	iv）災害への対応等				

		等 東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。	東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。		の実行計画) iv) 災害への対応等 ア 発災時における環境省災害廃棄物対策室への応援要員派遣等 今後の災害の発生に備えた事前準備・関係強化を目的に、令和3年度より環境省災害廃棄物対策室に職員1名を出向させた。また、令和3年8月には、「令和3年8月豪雨」に係る被害への対応に関し、環境省災害廃棄物対策室に応援要員を派遣し（延べ8人日）、被災自治体の情報収集等の支援を実施した（令和3年8月18日～8月27日）。同災害では、応援要員派遣に加えて、Web会議やファイル共有システムを活用し機構からオンラインで支援する体制の構築も試行した。 イ 環境省のモデル事業への参加 環境省関東地方環境事務所の災害廃棄物対策処理計画モデル事業（新潟・群馬・千葉）にオブザーバー参加（計4回・いずれもオンライン）するとともに、役職員と情報共有するための報告会を実施（2回開催）した。 ウ プロジェクトチームメンバーを対象とした研修の実施 プロジェクトチームに参加する職員の災害廃棄物対策に係る知見の向上を目的とし、内部での研修会を実施（4回開催）した。このうち1回は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）との合同で専門家や被災自治体担当者を講師とした研修会を実施し、組織全体の知見の向上を図った。		
--	--	--	---	--	--	--	--

注3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報